

② コミュニティ施策への具体的提言

これまで述べてきたこれからのコミュニティ施策のありかたに沿って、現在明らかになつた課題に対応するための方策として、いくつかの具体的な施策分野での提案を行う。

1 身近な地域施設としてのコミュニティハウスの整備

① 地域の市民の施設としてのコミュニティハウス

⑦ 市民による市民のための施設

地域での実態調査の結果等から考えると、地域の住民にとって望ましい地域施設は

- ・ 行政のお仕着せでなく、市民が自分たちの施設として、自律的に運営できる身近な場
- ・ 地域で活動するさまざまなグループの活動拠点であるとともに、これらのグループのネットワークのかなめ
- ・ グループ活動に加わっていない市民を引き付け、新しいグループ作りのきっかけとなる場

としての役割を果たすことが期待される。

地域施設に対する需要が大きく、地区センターが施設へのアクセス、利用者との関係などで必ずしもこうした期待にこたえられていない現状から、新しい身近な地域施設として

コミュニティハウスの整備を提案する。

④ 身近な地域に多様な形態で

市民に使いやすい施設であるためには必ずしも大規模である必要はない。小さくともまず手近にあることが必要だ。生麦のように地域のグループの使用が中心である地区センターの実際の利用圏を考えれば、コミュニティハウスが想定する利用圏は中学校区程度の地域が適当と思われる。

また利用者にとって使い勝手のよい施設であるためには、住民の施設として、利用者自身が中心になった運営が不可欠である。となれば施設の大きさもおのずから限られよう。(三百〜五百平米程度が適当か)

施設整備の方法も、学校をはじめとした公共施設など既存施設の活用も含め多様なものが考えられる。

⑤ 建設と運営に地域の市民の声を

地域の市民の施設とするためには、施設の設置方法、施設内容について、できるだけ早い段階から、実際に利用することになる団体を中心に地域の意見を聞き、実質的に利用者の意見が反映された施設内容とする。

*デザインゲームを取り入れたワークショップなどの新しい手法や、市民側のプラン作成のための専門家の援助プログラムなどの導入

も検討する

また、運営組織も、利用団体のメンバーが加わった自主的なものとし、利用のルールなども全市一律のものでなく、できるだけ利用者間の合意で決めることが望ましい。

さらに、施設が一定期間実際に使われた後で、施設内容や運営について利用者が評価し、問題点があれば改善する事後評価のシステム、そのための財源の留保などについても検討する。

② 地域活動の拠点としてのコミュニティハウス

⑦ 地域の活動グループの事務局に

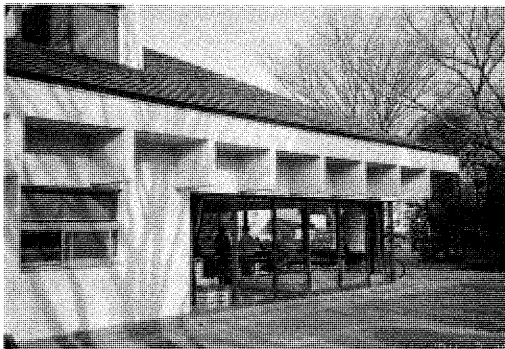
子育て、高齢者の介護などの市民の日常生活の課題や青少年の非行、交通問題など地域課題に取り組むグループから、自治会、町内会などの包括的地域組織、文化・学習活動などで、地域ではさまざまなグループの活動が行われており、こうしたグループの拠点として利用できる場のニーズが大きい。

こうしたニーズにこたえるためには、グループ専用のロッカー、空いていればすぐ利用できるガラス張りの会議室(グループ間の親近感を増す)、電話、ワープロ、複写機など、OA機能を備えたグループ事務室を設けて各

- 1 身近な地域施設としてのコミュニティハウスの整備
- 2 コミュニティでの市民の活動を援助する「中間的なしくみ」づくり
- 3 地域とのつながりの場としての区役所に

※ 街に住む人々が自分たちの環境をつくるときに、皆で知恵を集めて考えるためのひとつの方法。ゲームの進め方や段階ごとの作業とルールがあり、道具も用意される。これらのルールに従い、誰でも身近な環境への提案ができるように考えられている。子どもの遊び場、公園、コミュニティセンターなどのデザインに活用している。
ヘンリー・サノフ著「まちづくりゲーム」より

公園のグラウンドと一体になっているガラス張りの部屋(世田谷区森の児童館)



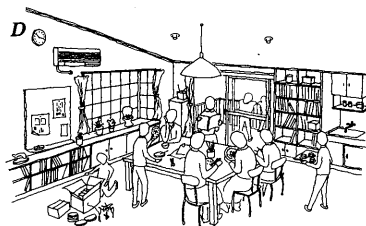
表一 施設整備のメニュー

施設整備のメニュー		施設の機能
行政主導による計画的整備施設	地区センター	・地域社会の核となる施設 ・住民に行政情報を提供する場
	地域ケアプラザ	・デイサービスの拠点 ・ボランティアの交流拠点
市民・行政が協力して整備・運営する施設	コミュニティハウス	・さまざまな市民の身近な交流の場 ・自主的活動の支援の場
	学校施設の活用	・学校開放の積極的利用 (放課後の児童対応、地域の運動場 地域の図書館等)
住民主導による施設整備への援助	空き店舗、風呂屋、空家などの活用(増改築・借り上げ等)	・学童保育の拠点 ・地域のケアハウス等

げたりすることで、街のロビーや見晴らし台、ひなたぼっこ広場などに変身する。車の入らない細街路は、井戸端道路、リハビリ道路として活用できる。(図一2)

市民がイニシアティブを取り、行政などがちよっとした援助をすることで、老人、小さな子供を抱えた母親など、遠くの施設への移動が容易ではない市民などのきめ細かなニーズにも応えることができる。また、市民の自主的な活動を活発にすることにもつながる。

図一2 地域資源を活かしたコミュニティ施設の整備案



行政や民間組織が、こうした市民の動きを助けるための呼び水としての基金などの援助制度を設けることの効果は大きいと思われる。

⑨施設メニューの考え方

地域実態に即したきめ細かな施設整備を行うためには、行政主導で計画的に対応する施設、市民と協力しながら整備・運営する施設、地域ニーズにキメ細かく対応するための市民

主導の施設整備への援助など、多様なパターンを考えながら、それぞれの施設の機能を考えたメニューが必要である。

もちろん、こうしたメニューもあくまで標準的なものには過ぎないが、コミュニティハウスの整備を前提に(表一)のようなメニューが考えられる。

2 「コミュニティ」での市民の活動を援助する「中間的なしくみ」づくり

①なぜ「中間的なしくみ」が必要か

⑦地域活動の自主性、多様性を生かした援助のために

地域には生活や地域の課題に対応したさまざまな自主的活動が展開されており、地域の活力を基本にしたコミュニティ形成をめざすには、こうした活動を援助、育成することが必要である。

行政もこれまで生涯学習、地域福祉などの分野を中心に、市民の活動への助成を行っている。

しかし、こうした行政の援助には、行政が公共性を認めたものしか対象にできないこと、また、行政がプログラムを設定し、団体がこれに参加するといった方法をとるものが多いなど、地域の成熟度や状況に応じた柔軟な対応、地域の活動の自主性尊重という面からの問題もある。

最近では地域まちづくりや環境保全の活動などの新しい分野について、基金を設置して助成するといった新しい方向も見られる。こうした取り組みはまだ始まったばかりといった方が多いが、これについても、公平性の点から特定の団体を長期間援助したり、団体ごとに異なった対応をすることには難しさがああり、行政の限界がつきまとう。

「中間的なしくみ」によるコミュニティへの援助とは、こうした難しさを回避しながら、しかも地域の活動の自主性、多様性を尊重した援助の方法として、行政と市民の中間に組

織を設定し、ここを通して間接的な支援を行っていかうとするものである。

④市民と行政の対等なパートナーシップのために

地域施設の建設をはじめコミュニティで行われる行政の施策に対する市民参加も、これからはますます活発になる。こうした場面における市民と行政の関係は、現状では専門知識、人的資源、コミュニティ問題への取り組みにかけることのできる時間などの点で、まだ行政側が圧倒的な優位にある。

市民と行政が対等なパートナーとしての関

表-2 中間的しくみの必要性

必要とする理由	解決すべき課題	果たす機能
地域活動の自主性、多様性を生かした援助を可能にする	公平性の原則からくる画一性、対応する部局の縦割、単年度事業など行政の限界の回避	・資金的支援 ・情報提供 ・人的支援
市民と行政の対等なパートナーシップを形成する	コミュニティにおける対策決定手続きへの市民参加における行政の優位性を解消する	・参加の場の設定 ・市民、行政双方の「通訳」、助言をとおした共通認識形成 ・情報・専門知識提供
地域課題の解決をめざした主体間の協力の場づくり	地域における課題解決のための各主体の努力を、整合性取れたものにする	・資金的支援 ・専門的、技術的支援 ・情報提供 ・ネットワークづくり

係を作っていくには、個別の事業実施についての市民参加の機会に、専門家の援助を受けながら住民側が対案を作成して行政側との議論の素材にするなど、市民側に対する一定の援助が必要な場面が多い。

また、場面によっては行政と市民が直接に顔を合わせるより、中間的な存在を介して相互の主張を伝え合うことで両者の調整が図られることもあるだろう。このような場面で両者の中間にある組織が市民側の支援、市民・行政両者の仲介の役割を果たすことができれば、市民と行政のパートナーシップの形成に大きな力となるだろう。

⑤地域の課題解決のための、市民、企業、行政の協力の場づくりのために

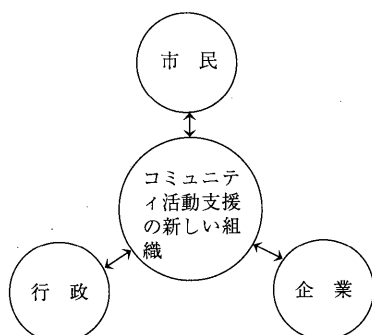
地域の課題の解決に取り組む市民の活動は随所に見られるが、なかには行政の支援が必要な場面も多いだろう。また、地域課題に取り組む主体としては、産後の母親のケアや高齢者のケアなどを対象とした、いわゆるコミュニティビジネスも生まれている。(藤が丘地区「オフィスポケット」、「サービス生産協同組合グループ助け合い」等)

地域課題の解決に取り組む市民、企業、行政の三つの主体の相互協力、話し合いの場としても「中間的なしくみ」は、情報提供やネットワークづくりをとおして大きな役割を果たすことができる。(図-3参照)

②「発展途上の「中間的なしくみ」

こうした中間的な組織はアメリカなどでは主に財団などの形をとった非営利の公益民間組織(NPOと呼ばれることが多い)が資金

図-3 中間的しくみのダイアグラム



表一 3 神奈川県下における財団等の資金提供

活動領域	名 称	実 施 主 体
国際交流	かながわ国際交流援助基金	神奈川県国際交流協会
	かながわ国際交流基金	神奈川県国際交流協会
	横浜国際交流基金助成金	横浜市海外交流協会
	民間交流団体国際交流事業補助金	川崎市国際交流協会
福 祉	ボランティアグループ等活動助成金	かながわともしび財団
	よこはまあいあい基金	横浜市社会福祉協議会
青少年	共催支援事業	神奈川県青少年協会
女 性	市民研究グループ助成	横浜市女性協会
全 般	ボランティアグループ等活動助成	川崎ボランティアセンター

調査でも、初期期に活動を立ち上げるための資金、活動が軌道に乗りはじめた組織での人件費などの運営資金への援助などが求められている。また、人的援助、情報提供などの機能も十分ではない。「中間的なしくみ」はまだ発展途上の段階にあるといえよう。

③「総合的なまちづくり」のための中間組織を

⑦行政・企業と市民をつなぐ役割

海外や我が国における先進事例を参考に横浜市における中間組織のありかたについて、その役割を中心に考えてみたい。

中間組織の基本的な役割は、市民と行政・企業のあいだで、三者の対等な協力関係を確立し、広い意味でのまちづくりを促進することにある。さらに具体的には、コミュニティ組織や住民活動グループの活動が十分力を発揮するよう、行政あるいは企業を介して資金や情報をプールし、パッケージ化して、コミュニティの組織に提供する。このように、中間的な組織は大きく見れば、行政・企業を向いた活動と、市民を向いた活動の二つの側面をもっている。

④企業・行政からの資源をプールし、市民が使いやすい形に

企業・行政を向いた活動として、コミュニティの組織支援のための資金の受け皿としての役割がある。このためには行政からの資金を受けるだけでなく、税金、使用目的などの点で企業や個人からの寄付を受けやすくする方法を考える必要がある（大阪のコミュニティ財団のやり方が参考になる）。また、受け入

れた寄付を個々のコミュニティ組織が使いやすい形にまとめて（パッケージ化し）提供するのも中間組織の役割である。

コミュニティにおける施設建設等、行政がイニシアティブを取って行う事業への市民参加にあたって、市民の側の対案づくりへの援助を行政側から受けることも考えられる。

⑤コミュニティ組織のさまざまなニーズに応える資金支援

表一 4 中間的な組織に望まれる機能

	内 容 (方法)
資金支援	活動助成 ・連絡、会合、印刷等の費用助成（期間限定、プロジェクト単位の助成）
	組織助成 ・専従者人件費、活動の場、備品の資金（一定の継続、数年～長期） ・組織の立ち上げや事業拡張のための支援
情報支援	市民主体施設整備助成 ・地域資源の増改築費、借り上げ（長期限定） ・運営費（一定期間継続）
	情報提供 ・行政情報、地域情報の提供 ・まちづくり情報の提供 ・市内外の各種助成金等の情報提供
企業・行政との対応	技術支援 ・まちづくり等に関するノウハウの提供（市民のカウンタープラン作成支援、専門家派遣）
	トレーニング研修 ・ワークショップ、シンポジウム、講座の開催 ・コミュニティ専門家のノウハウを伝える
企業・行政との対応	・行政からの資金、企業からの寄付の受け皿 そのパッケージ化 ・市民のカウンタープランの作成

助成、人的助成、情報提供などさまざまな活動を行っている。

我が国でも、トヨタ財団、日本生命財団、麒麟麦酒記念財団などの企業財団をはじめ、国、地方公共団体などが作った財団などが、民間活動組織への資金提供を中心に活動しているが、その数はまだ少ない。神奈川県内でも地方自治体の作った財団・基金などが、国際交流、福祉等を中心にした民間活動への助成を行っている（表一3参照）。

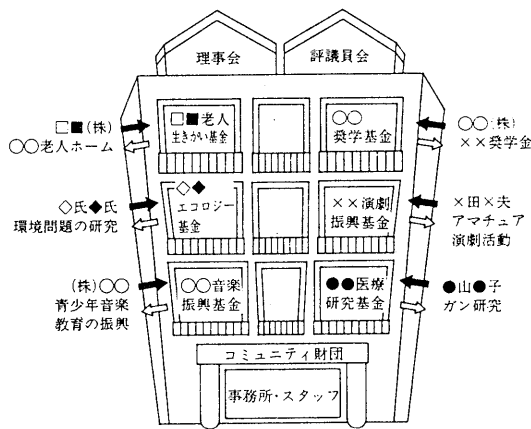
しかし、こうした助成は、援助の内容からみても、対象になる活動・資金の使い道、援助期間が限られているなど、市民の需要に十分に応えられるまでにはなっていない。実態

図一四 大阪のコミュニティ財団—地域に密着した新しいタイプの多目的財団

コミュニティ財団は一般の財団とは違って、それぞれ独立した複数の基金が、ひとつの理事会、ひとつの事務局を共有する、新しいタイプの財団です。事務所やスタッフを共有しますから、効率的に管理・運営でき、経費も少なくすみ、より大きい助成活動ときめ細かいサービスを提供できます。従って、単独では財団をつくり得ない寄付額であっても、コミュニティ財団の場合、「基金」つまりご自分の『財団』をつくることのできるのです。

このコミュニティ財団は、1914年、米国クリーブランドで第1号が生まれました。その後、市民、企業の多数の共感を得て、またたく間に全米に広がり、今日、米国で350以上を数えるに至っています。さらに米国以外でも、カナダ、英国、オーストラリアなど世界各国に広がっています。

このようにいたるところで高い支持を得ているのは、コミュニティ財団が、企業や一般市民など地域の皆さんの志を大切に、地域に密着した社会事業を助成し、さらに公益的な性格が強いという特質を備えた財団であるからです。



事務所経費など組織に対する助成も必要である。身近な空き室の借り上げ、増改築など地域資源の活用のための少額の援助も効果的であろう。

いずれにしても、こうした資金援助は目的も形もさまざまに行われている市民の活動に対して柔軟に対応できるものでなくてはならない。そのためには、公益信託によるまちづくり支援システム（世田谷まちづくりファンド、あだちまちづくりトラスト、函館色彩まちづくり基金）やリボルビング・ローン・ファンド（回転型貸付基金）アメリカのサバナ財団（サバナ歴史財団）等の国内や国外の先進事例を参考に、横浜の実態にあわせた検討が必要である。

⑤情報とノウハウの提供によるコミュニティ活動の活性化

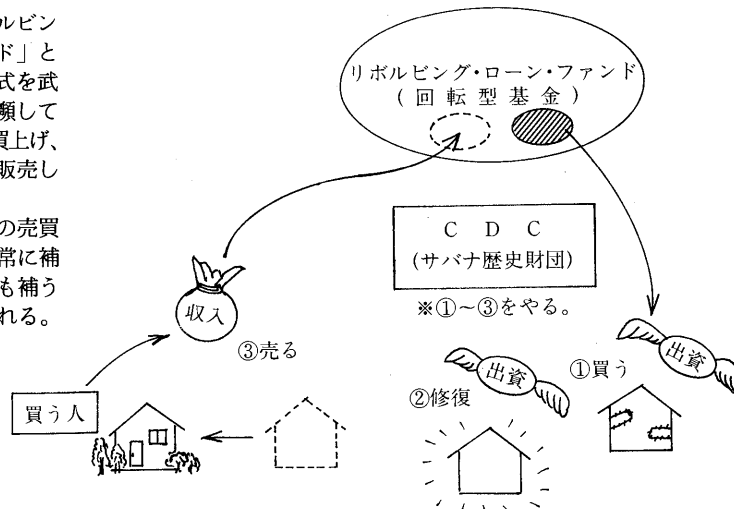
市民に対する援助のもう一つの側面としてまちづくりや組織運営についての情報、ノウハウなどの提供を通じた市民活動の活性化がある。

ノンプロフィットの形をとった中間的団体の活動が盛んなアメリカでは、こうした援助がさまざまな形で行われている。

地域の環境を脅かす開発から地域を守るために、行政や開発業者に対して地域住民がとれる運動方法のガイドブックの出版。低所得者層を対象にした住宅改善の助言や図面作成、建設契約のアドバイスなどの技術的サービス。緑化のための近隣の組織づくり、計画づくり

図一五 リボルビング・ローン・ファンド（回転型貸付金）—サバナ財団の事例

- ・サバナ財団は「リボルビング・ローン・ファンド」と呼ばれる資金運営方式を武器に、多くの危機に瀕している歴史的建造物を買上げ、保存希望の人々に再販売した。
- ・この方式では、資産の売買の続く限り、基金は常に補充され、多少の損失も補うことができたと言われる。



※①→③で、②の過程を経ない場合もある。

の援助、樹木の注文、植栽樹種や管理方法のアドバイスなど、その一例である。

わが国でもまちづくりグループへの行政との調整、パソコンネットを通じたまちづくり情報の提供など専門的な知識による住民の活動の援助を行う団体もあらわれている。

3 地域とのつながりの場としての区役所に

① コミュニティ施策の実施にあたって区役所の果たすべき役割

市民がもつ多様なニーズに応えるためには、市民と最も近い位置にある区役所が大きな役割を果たすべきである。しかしながらこうした役割を果たすためには、現在の区役所には組織、権限など多くの問題点がある。区役所が抱える問題点や課題を解決する一つの方向として、区に予算と権限を持たせるという方向が考えられ、平成六年度に機構改革が行われた。

区役所の機構の充実については、「地域の総合的な行政機関として、市民生活に必要なサービスを身近な所で提供することはもとより、市民と協力して特色ある区づくりの最前線になう」という、区役所が今後果たすべき役割を念頭に置いて進められており、これまで考えてきたコミュニティ施策の役割と基本的に合致している。区役所機能の拡充により、今後のコミュニティ施策の推進役として、区役所に大きな役割を期待されることになるだろう。

しかしながら、区の権限強化の方向についても、「身近なところで行政とともにまちづくりができる」、「意見を聞くだけでなく実際に責任を持って事業をやってくれる」との期待が聞かれる一方で、区が持つことになる権限が、本当に市民の活動の独自性を保証する方向で発揮されるかという懸念も聞かれる。

ここで設定した区役所の役割を現実のものにしていくには、組織の検討とあわせて、そ

の組織のもとでどのように仕事を進めていくかの議論が必要である。以下、このような観点から、区役所における今後の仕事の方向と、これに沿ったいくつかの具体的な事業を提案する。

⑦ 地域との新しい付き合いかたー開かれた公共性の模索

住民への情報伝達、住民からの意見の吸い上げを、伝統的な地域組織の役員層のみに頼らず、課題対応型の住民グループや関心のある個人などに広げ、開かれた公共性を獲得する。

これまでの団体中心の対応に加え、地域の問題への市民一人ひとりの関心を引きだし、能動的な参加につなげていくため、地域情報のきめ細かな提供、市民同士のつながりをつくるための場作りなど、市民個人を対象にした取り組みも充実させる必要がある。

⑧ 地域まちづくり行政の要としての役割を果たす

市民の生活に身近なものはその生活の場に行き届くことができる。計画を立て、実施するということだが、地域のまちづくりの基本になる。これを実現するため、区役所が地域コミュニティの在りように関心を持ち、住民要望や住民の活動を総合的に把握し、同時にその地域の事業展開についての情報を収集することで、ミクロ、マクロの視点を同時に持った複眼的な視点から、地域まちづくりの方向に責任を持てる体制をつくっていく。

表一5 ネットワーキング事業の事例 鶴見川流域ネットワーキングの各団体の活動

団体名	活動概要(キーワード)
鶴見川源流自然の会	鶴見川源流ウォーキング、川清掃、自然探索会
町田の自然を考える市民の会	行政に対する町づくりの提案、毎月第2日曜日「小山田緑地」にて「野外談話室」を開催
緑区・川を楽しむ会	川をもっと身近に考え、自然や水、生命の大切さを子供達に学ばせるため、ハイキング、花の種まき、水質調査等を行う。
三水クラブ	緑区内の自然をテーマに区内の様々な団体が参加し、イベントを行いながらまちづくりを实践。
自然に学ぶ会	自然に親しみ、自然のたいせつさ、すばらしさを理解し、愛護の心を育てるため「自然観察会」の実施、生物調査、自然に対する学習
ニュータウン緑の会	港北ニュータウン全域ならびにその周辺の自然を考え、緑地保全や自然保護を实践、主要な公園や緑地単位にボランティア団体の育成を働きかけている。
鴨池公園愛護会	S.61年公園の近隣住民で結成、公園の自然保護、育成を通じて遊ぶ活動、ホテル観賞会、植林、自然観察台、コンサート等
けやきヶ丘森林愛護会	住宅管理組合所有の保存緑地の自然を保護、育成しながら、草刈り、里芋栽培、森を楽しんでいる。71家族全員
大熊にこてこ市会(大熊生活改善グループ)	新鮮な野菜、花、農産物の直売を行っている。毎週、月、金曜日PM3:30~5:30
港北ニュータウンイベント倶楽部	港北ニュータウン及び周辺地域での文化活動を通してのコミュニティづくり。
東本郷農業専用地区協議会	小松菜、ホウレンソウ等の契約栽培を通じて都市住民との交流に励んでいる。
よこはま歩け歩け協会	毎月横浜他周辺のウォーキングを行う。
モルフォ生物研究会	緑区、港北区を中心に身近な自然観察会を通して生物とのふれあいを实践している。
横浜風の会	港北区民祭りにタコ上げ大会。タコ上げの指導等年に5~6回(港北、市リクリエーション)
鶴見川子供発見団	湧水調査、古家調査、水質調査等市内小学生が参加。
かながわ自然研究会	神奈川県下をフィールドとして自然観察研究活動を行っている。
よこはまかわをを考える会	川の定例研究会、カヌーフェスティバル、川歩き、横浜を中心に水辺の文化活動を実践している。
川崎市歩け歩け協会	毎月多摩川他周辺のウォーキングを行う。
オルタナティブ川崎研究会	市民参加、市民自治のまちづくりの研究、実践、区役所制度改革の研究、多摩丘陵の緑保全研究実践。
鶴見川中流応援団	TRネットの活動から誕生した中流の主婦の団体。勉強会を中心にスタートし、環境保全活動にとりくんでいる。
230ハイキングクラブ	横浜ハイキングノート、(市民グラフ)の特集20コースから毎月第3日曜日に1コースをえらび散歩、230登山クラブも活躍中。
鶴見歴史の会	郷土史研究、古文書研究、郷土芸能の保存、歴史散歩の活動。
みどりの会	地元の農地を守る、緑を残すため、農地の人に営農意欲をもってもらうための野菜の産直を行う。
生涯現役つなしま	高齢化社会の21世紀に生涯現役の気持ちで生きていくための相互触発の場をつくり、社会からの援助を受けずに自立した生活を今から準備・実践していく。
横浜・池から学ぶ会	横浜北部にある5つの池を比較しながら変化を追っていく事で、身近な自然の素晴らしさを再発見し、自然との付き合い方を学ぶ。
鶴見川と街づくり研究会	鶴見川下流部左岸側潮田地区の再生と街づくりについて地域で研究会を開催。
鶴見川を再発見する会	鶴見川の土手を歩き、生き物、水質の調査をし、子どもたちが遊べるようにしたい。
鶴見川を楽しくする会	鶴見川の再生と町づくりの提案、川のイベント参加、河川愛護団体とのネットワーキング、毎月第3or第4木曜18時例会。
三保念珠坂公園活用委員会	子供たちの参加でできた公園を使って自然を使った遊びや生き物とのふれあいを通じた環境教育を实践。

「つるみ川流域ウォーキングガイド」1994年度版 発行「つるみ川流域ウォーキングガイド」編集実行委員会

② 具体的な提案と参考事例

⑦ 各種事業実施における住民参加機会と対象住民の拡充

地域施設の建設やまちづくりをテーマにしたワークショップ方式等、参加型事業を展開するとともに、こうした参加事業の中にこれまで組み込まれることの少なかった伝統的地域組織以外の活動団体を積極的に組み込んでいく。

まず、手初めとしては、主に地域施設について、区の段階で施設配置、建設、運営に一貫して取り組むことで、計画、事業実施、運営、各段階の市民参加を相互にリンクさせ、効果的なものに行うことができるのではないだろうか。

④ コミュニティ活動ネットワーク事業の展開

行政の呼び水の事業から生まれた団体、市民のイニシアティブから生まれて独自に活動している団体など、様々な市民活動について、それらの内容の把握に努めるとともに、活動内容に関する相談等の支援、複数の団体のネットワークの促進による活動の活発化に向けた援助などを行う。(表1-5)

⑤ 参加型まちづくり計画の策定

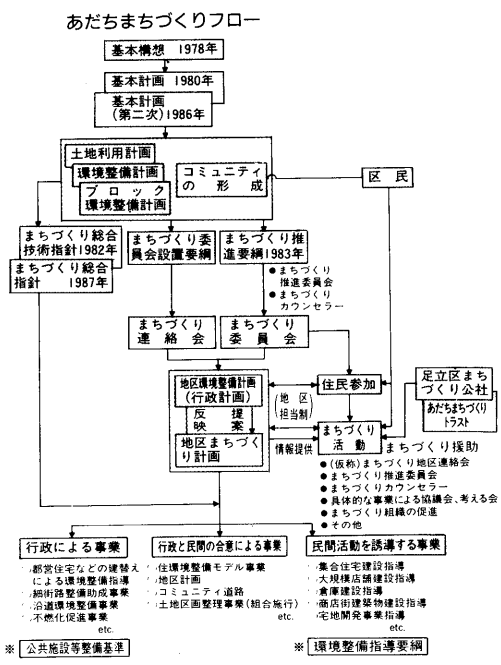
区内プロジェクトの編成などにより、市民の参加を求めながら地域ごとのまちづくり計画を策定する。これにより、市民と行政の共通認識としての地域の実状等の情報を把握するとともに、各局の事業を調整する視点を持つるようにする(図1-6)。

⑥ 区独自のまちづくり事業の実施

従来、区が調査段階までを担当し、実際の

図一六 足立区地区環境整備計画

■計画概要 地区環境整備計画の位置づけ



街の成熟ともなっており、住環境整備など住民生活に密着した住区レベルのまちづくりが重要となってきました。しかし、住区を対象とした総合的な事業手法が整っていないとはいえず、新たな取り組みが必要となってきました。

そこで区は、区内を70の地区に分け、基本計画に位置づけられた「ブロック別整備計画」を基本に、各々の地区特性を踏まえた「地区環境整備計画」を作成し、これを指針に地区毎に順次まちづくりを実施しています。また、この計画は用途地域の変更や再開発方針の決定、環境整備指導要綱などの指導に際しても、ガイドラインとしての役割を果たしています。

実施に際しては、住民参加による「地区まちづくり連絡会」を地区毎に設け、「地区環境整備計画」を下敷きに住民と共に考え、改めて「地区まちづくり計画」を共同で立案し、各種まちづくり事業を導入実施しています。

事業実施については各事業局が行うこととされてきたまちづくり事業や、福祉、コミュニティなどの分野での区独自の事業などを、区が直接実施できるようにし、まちづくりなどについての区の職員力の向上を図るとともに、まちづくり計画の作成とその実現を結び付ける。

出典：「あだちのまちづくり」(足立区、財足立区まちづくり公社発行)より 平成3年3月